

第 6 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月27日

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

株式会社みずほ銀行

取締役頭取 杉山 清次

中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	2,608,578	預 渡 性 預 金	52,012,039
コ ー ル オ ー ク	4,490,000	債 券	1,078,030
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	1,577,979	コ ー ル マ ネ ー	1,256,794
買 入 金 銭 債 権	2,257,304	売 現 先 勘 定	1,359,200
特 定 取 引 資 産	1,066,775	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	199,338
金 銭 の 信 託	685	特 定 取 引 負 債 金	2,066,415
有 価 証 券	16,756,510	借 用 金	207,374
貸 出 金	33,519,576	外 国 為 替	1,175,303
外 国 為 替	121,389	社 債	17,146
そ の 他 資 産	2,487,016	そ の 他 負 債	592,500
有 形 固 定 資 産	600,197	賞 与 引 当 金	3,574,533
無 形 固 定 資 産	122,359	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	8,455
債 券 繰 延 資 産	3	ポ イ ン ト 引 当 金	1,613
繰 延 税 金 資 産	367,243	預 金 払 戻 損 失 引 当 金	6,196
支 払 承 諾 見 返	1,245,969	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	8,605
貸 倒 引 当 金	△ 368,256	支 払 承 諾	78,662
投 資 損 失 引 当 金	△ 84,063	負 債 の 部 合 計	1,245,969
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	650,000
		資 本 剰 余 金	762,345
		資 本 準 備 金	762,345
		利 益 剰 余 金	266,343
		そ の 他 利 益 剰 余 金	266,343
		繰 越 利 益 剰 余 金	266,343
		株 主 資 本 合 計	266,343
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,678,688
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	143,689
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 52,059
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	110,771
		純 資 産 の 部 合 計	202,402
資 産 の 部 合 計	66,769,270	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,881,091
			66,769,270

中間損益計算書（平成19年4月 1 日から
平成19年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目		金 額	
経	常	収	益
資	金	運	用
（	う	ち	貸
）	）	出	金
（	う	ち	有
）	）	価	証
役	務	取	引
特	定	取	引
そ	の	他	業
そ	の	他	業
経	常	費	用
資	金	調	達
（	う	ち	預
）	）	金	利
（	う	ち	債
）	）	券	利
役	務	取	引
特	定	取	引
そ	の	他	業
そ	の	他	業
経	常	利	益
特	別	利	益
特	別	損	失
税	引	前	中
法	人	税	民
法	人	税	税
中	間	純	利
			益
			687,826
			439,454
			(306,557)
			(83,772)
			123,859
			30,206
			55,646
			38,659
			591,844
			138,607
			(74,602)
			(1,581)
			28,736
			4
			14,885
			278,349
			131,261
			95,981
			13,656
			3,951
			105,687
			243
			4,547
			100,896

＜中間貸借対照表の注記＞

注 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2.金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

- 3.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以て評価しております。これにより、「買入金銭債権」中の信託受益権が7,839百万円、「有価証券」が4,836百万円、「その他有価証券評価差額金」が7,529百万円減少するとともに、「繰延税金資産」が5,146百万円増加しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記11.に記載の有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等については貸倒引当金を計上しております。

- 4.金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法によっております。

- 5.デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

- 6.有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	3年～50年
動	産	2年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ299百万円減少しております。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益は734百万円減少しております。

- 7.無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 8.社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

- 9.債券繰延資産は、次のとおり償却しております。

（1）債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っております。

（2）債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を債券から直接控除しております。

- 10.外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 11.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は189,028百万円であります。

上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。

- 12.投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。

- 13.賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

- 14.退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の日から損益処理しております。

- 15.役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

- 16.ポイント引当金は、「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用さ

れる見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

- 17.「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、預金払戻損失引当金を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益は8,605百万円減少しております。

- 18.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

- 19.金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は37,650百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は41,618百万円(同前)であります。

- 20.外貨建子会社・子法人等株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

- 21.デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力バース取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。

- 22.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 23.関係会社の株式総額 260,009 百万円

- 24.有形固定資産の減価償却累計額 526,576 百万円

- 25.有形固定資産の圧縮記帳額 38,111 百万円

- 26.貸出金のうち、破綻先債権額は24,005百万円、延滞債権額は426,234百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 27.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,848百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 28.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は226,614百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 29.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は682,702百万円であります。なお、26.から29.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 30.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は355,002百万円であります。

- 31.担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 3,204,811 百万円

貸出金 3,568,459 百万円

その他資産 1,067 百万円

担保資産に対応する債務

預金 205,852 百万円

コールマネー 903,600 百万円

売現先勘定 199,338 百万円

債券貸借取引受入担保金 2,066,415 百万円

借入金 126,409 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」861,402百万円を差し入れております。

子会社・子法人等及び関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうち保証金は74,067百万円、先物取引差入証拠金は784百万円、その他の証拠金等は516百万円であります。

32.土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

33.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,035,415百万円が含まれております。

34.社債は、全額劣後特約付社債であります。

35.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,498,416百万円であります。なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,464,700百万円減少します。

36.1株当たりの純資産額 223,869円42銭

37.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下、38.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	569,515	568,349	△1,166
地方債	49,261	49,135	△126
その他	276,762	274,770	△1,992
合計	895,539	892,254	△3,285

子会社・子法人等株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	67,098	99,525	32,426

関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	904,374	1,232,115	327,740
債券	11,327,824	11,263,456	△64,367
国債	10,746,096	10,684,119	△61,976
地方債	43,481	42,963	△518
社債	538,245	536,373	△1,872
その他	3,553,538	3,536,230	△17,307
合計	15,785,737	16,031,801	246,064

なお、上記の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は19,716百万円（収益）であります。また時価ヘッジ適用の結果、純資産直入処理の対象となる226,348百万円から繰延税金負債82,658百万円を差し引いた額143,689百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として中間決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間期におけるこの減損処理額は、3,479百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

38.時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	190,328
関連法人等株式	2,582
その他有価証券	
非公募債券	1,646,334
その他	107,920

39.金銭の信託の保有目的別の内訳は、次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託 該当ありません。
満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

その他の金銭の信託

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	685	685	—

40. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の外国証券276,762百万円であります。現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは1,576,292百万円であります。
41. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,081,831百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが19,447,572百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
42. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|----------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金損算入限度超過額 | 162,125 百万円 |
| 繰越欠損金 | 380,547 |
| 有価証券償却損算入限度超過額 | 215,466 |
| その他 | 263,536 |
| 繰延税金資産小計 | 1,021,676 |
| 評価性引当額 | △356,881 |
| 繰延税金資産合計 | 664,795 |
| 繰延税金負債 | |
| 前払年金費用 | 145,905 |
| その他有価証券評価差額 | 80,842 |
| その他 | 70,804 |
| 繰延税金負債合計 | 297,552 |
| 繰延税金資産の純額 | 367,243 |
43. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
44. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 12.10%

〈中間損益計算書の注記〉

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 25,690円29銭
3. 潜在株式調整後1株当たりの中間純利益金額 22,924円46銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 「その他経常収益」には、株式等売却益30,003百万円を含んでおります。
6. 「その他経常費用」には、貸出金償却48,096百万円、貸倒引当金繰入額41,968百万円、株式等償却16,020百万円を含んでおります。
7. 「特別利益」は、償却債権取立益11,289百万円、固定資産処分益2,366百万円であります。
8. 「特別損失」は、固定資産処分損3,001百万円、減損損失949百万円であります。
9. 当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	遊休資産 12物件	土地建物等	581
その他	遊休資産 13物件	土地建物等	367

当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当中間期末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。